

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社 日本ビジネスシステム
所 在 地	千葉県市川市富浜3-8-8
評価実施期間	令和4年 7月 1日～ 令和5年 3月 31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	ひまわり保育園3rd ヒマワリホイクエンサード		
所 在 地	275-0012 千葉県習志野市本大久保4-12-3パルテール習志野B号室		
交通手段	京成大久保駅より 徒歩3分		
電 話	047-411-8299	F A X	047-411-8299
ホームページ	<a href="https://ra-pocket.com/himawari">https://ra-pocket.com/himawari</a>		
経 営 法 人	ラビットポケット株式会社		
開設年月日	2017年6月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	6	6				18		
敷地面積	2848.52㎡			保育面積			74.51㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診年3回、歯科健診年2回								
食事	自園調理、アレルギー食対応、離乳食対応								
利用時間	7:00-19:00 月曜日～土曜日								
休 日	日曜日、祝日、年末年始(12/29-1/3)								
地域との交流	デイホーム「ゆりの木」様 とのクリスマスイベント等の交流								
保護者会活動	保護者参加と個人面談・生活発表会(保育参観)・お別れ会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	6	7	13	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	10		1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
			2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	習志野市役所こども保育課	
申請窓口開設時間	習志野市役所こども保育課 8:30~17:00	
申請時注意事項	入所申し込みに必要な書類	
サービス決定までの時間	利用調整(入所選考)により決定	
入所相談	保育園見学を随時受け入れている	
利用代金	習志野市で決定(保育必要量や階層による)	
食事代金	保育料に含まれる	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>私たち「ひまわり保育園3rd」の保育理念は、「子どもたちの一生を支える&lt;&lt;元気な根っこ&gt;&gt;を育てよう!」です。</p> <p>この&lt;&lt;元気な根っこ&gt;&gt;は、数字で測ることができない「人と関わる力」「自分に関わる」と言った「非認知能力」です。「非認知能力」は、特に「0歳から2歳」の時期に育むことが大切になり、「数字を数える」や「ひらがなが書ける」などの「認知能力」の土台にもなります。</p> <p>私たちの保育は、この「非認知能力」を育むことができる活動を常勤・非常勤の先生たちが、子どもたちと一緒に楽しんでいます。</p>
<p>特 徴</p>	<p>私たち「ひまわり保育園3rd」は、「0歳児から2歳児」までの子どもたちの「非認知能力」を育み、保護者様とのコミュニケーションも大切にしている保育園です。</p> <p>「非認知能力」を育む保育活動や「英語・リトミック」等の体験を通して、表現力を育てています。また、歌や絵本などの読み聞かせなどを通して「ことば」の楽しさ、使い方等も身につけています。</p> <p>保育室には、コーナー遊びを設けて、子どもが好きな遊びを見つけて遊び込むことができる環境があります。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>私たちは、「非認知能力」を育む保育に魅力を感じ、子どもたちと一緒に楽しい時間を過ごしています。</p> <p>この「非認知能力」を育む保育とは、乳児の時から、子どもの将来や人生を豊かにする力を「あそび」や「体験」を通して保育することです。</p> <p>「体験」は人として生きる力の基礎になると、私たちは考えています。</p> <p>例えば、2歳児たちが店員さんになる「屋台さんごっこ」では、1歳児たちはお客さんになるだけではなく、「自分もやりたい!」と意思表示をする1歳児たちが店員さんになったり2歳児たちもお客さんになったりと、子どもたちの「好奇心」を保育の中に取り入れています。</p> <p>京成大久保駅から徒歩3分程度の場所にある保育園なので通勤・通学にも便利です。本格的に認知能力を養う「3歳児からの保育園・幼稚園」に入る前に、子ども一人ひとりの育みを大切にしたい楽しい時間を、当園で過ごしてみませんか。</p> <p>大切にお子さまをお預かりいたします。</p>

# 福祉サービス第三者評価総合コメント

評価機関名 株式会社 日本ビジネスシステム

特に力を入れて取り組んでいること

## 保育理念・保育方針・保育目標に基づいた施設運営

「子どもたちの一生を支える<<元気な根っこ>>を育てよう!」と言う、法人独自の保育理念を掲げていると共に、保育指針や保育目標を明確にしている。また、企業理念に「子どもたちに関わる専門家としての使命」「保育者自身の自己実現を追求する姿勢」「地域の保育力向上」「未来の保育者に貢献すること」を明記している。保育理念・保育指針・保育目標はパンフレットやホームページ等で確認する事が可能となっていると共に、定期的に法人のホームページ・広報誌等で取り組み内容を掲載している。また、保育理念・保育方針に基づいた保育の実践状況については、玄関に設置されているホワイトボードを活用して日々保護者に報告している。企業理念・保育理念・保育指針・保育目標を踏まえ、中長期的見通しや、地域・家庭の実態等を考慮しながら、保育過程を作成している。また、保育過程に基づき、生活の連続性・園児の年齢・能力向上に配慮された年間指導計画が適切に作成されている。より具体的な保育内容を記した月案・週案には反省欄があり、日々の保育実践の振り返りや総評を行い、現状に即した支援に努めている。0歳児から2歳児の個票が作成されており、成育歴・心身の発達・活動の実態等に即した個別計画となっている。

## 組織的かつ計画的な人材育成及び保育活動の質の向上

法人は、運営会・施設長会・環境整備会・保育会の4つの委員会を、各園職員で構成する組織横断型の委員会として設置している。委員会では、グループ園同士の情報共有促進や全園及び自園の課題抽出の意識促進に加え、主体的に仕事に取り組むことができる人材の計画的育成が行われており、保育活動の質の向上を図っている。今年度から主任研修を導入しており、組織的かつ計画的に次の施設長を育てる取り組みに力を入れている。

## 非認知能力を育む園児主体の保育

ひまわり保育園3rdは、人格形成の土台作りとして「非認知能力」を育むことを取り入れており、子ども一人ひとりの個性と成長を大切にしながら、日々の生活や遊びの中で楽しみながら、成長できる保育を目指している。日々の活動の中に、「英語・リトミック」等の体験を取り入れると共に、歌や絵本などの読み聞かせなどを通して表現力・創造力・想像力を育て、文字や言葉への興味や関心を引き出している。保育室には、コーナー遊びの場所を設けており、子ども自身が活動を選び、集中して取り組むことができる等、自主性・創造性・集中力の習得に適した環境となっている。玄関横のスペースには季節の装飾や子どもが遊びの中で作った作品が飾っており、家族の話題づくりにつながっている。その他にも、小麦粉遊びや水を使用した遊びの他、寒天や氷に触れる感触遊びを取り入れる等、五感を使った遊びや経験を通して、想像力や創造力を育てており、保護者から好評を得ている。

さらに取り組みが望まれるところ

## 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保

事業課題の抽出については、「年3回の保護者様アンケート」「年3回の職員自己評価」「年2回の保育所の自己評価」「各委員会での議題」を通して事業計画に反映されていると共に、定期的な会議や委員会等で実施状況の把握及び評価・見直しが行われている。しかし、事業課題について職員の一部にしか共有出来ていない状況が伺える。また、今回は、第1回目の第三者評価受審であるが、評価項目の共有や自己評価作成の参画が十分に周知出来ていない状況も伺える。今後は、事業課題及び事業所が進む方向性を全職員で共有し、チーム力の向上に繋げていただくことを望みます。

## パートを含め全職員への情報共有の工夫

現在、法人及び事業所として、運営会・環境整備会・保育会を通して、職員からの意見を確認する場を設けると共に、個人面談や自己評価の実施等を通じて、職員一人ひとりからの意見・提案・人間関係の状況の把握に努めている。また、研修機会の確保により、組織的・計画的なリーダー人材の育成にも努めている。しかし、人間関係は良好との意見が挙がっている中、各委員会の設置目的及び活動内容の周知不十分なこと、「施設長」と「パートを含めた一般職員」間との情報共有手段に課題等があり、パートを含めて全職員への情報共有に支障が出るのが心配されます。今後は、パートを含めた全職員が法人からの情報発信を確認できる仕組み、及び情報共有基盤を整備促進を望みます。

## (評価を受けて、受審事業者の取り組み)

前年度のグループ園の第三者評価実施に続き、今回もあらゆる面で丁寧な対応をして頂きましたこと、そして、グループ園の第三者評価実施時とは異なる視点での指摘が追加されたことは、弊社にとって大変有意義な評価でありました。感謝申し上げます。ありがとうございました。

今回の第三者評価結果を受けて、「事業課題、及び評価項目の共有」を継続して改善します。この「事業課題、及び評価項目の共有」に対して、「①人材育成」「②組織育成」「③仕組み整備・改善」を軸とし、「法人」と「パートを含めた全職員」が相互に情報共有及び納得できる組織創りに努めます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
		利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3		
			16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4		
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	2	□1	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	□1		
		計	134	□2		

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の企業理念を明文化していると共に、施設の保育理念・保育指針・保育目標を策定している。また、保育理念・保育指針・保育目標を入園のしおりやホームページに明記していると共に、施設内に掲示しており、職員及び保護者等に周知している。入園のしおりの中で、施設の目的・法令遵守・目指すべき方向性を明確にすると共に、保育所保育指針に準じた小規模保育事業としての基本原則も盛り込んでいる。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・保育指針は事業所内に掲示すると共に、毎朝のミーティング時に唱和する等、職員への周知及び理解浸透を図っている。また、新人研修や全園で実施している次年度打合せにおいて、保育理念・保育指針の周知がなされ、全職員で共有している。保育理念・保育指針に基づいた実践面については、午後の引継ぎ時に日々振り返りを行っており、確認や反省をしている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・保育指針については、入園のしおりやホームページに記載する等、保護者への周知を図っている。また、連絡帳や日常の会話の中で保育内容を伝えると共に、ホワイトボードに写真を掲載する等、保育理念・保育指針の実践面の透明性を確保している。その他、毎月発行している園だよりやブログを活用して、保育園での活動内容等を伝えており、保育理念や保育指針の理解促進に努めている。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は、「全園方針」と「自園方針」で構成されている「年度方針」を軸に自園保育園独自の方針を作成し、事業計画に反映させている。園独自の事業計画は前年度の反省・目標の達成状況・重要課題等を提示していると共に、今年度の活動計画や課題解決が盛り込まれている。全園方針と自園方針の実践については、PDCAサイクルによる運営がなされており、随時課題解決に向けた取り組みがなされている。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画の軸となる年度方針は、「年3回の保護者様アンケート」「年3回の職員自己評価」「年2回の保育所の自己評価」・「各委員会での議題」を基に作成されており、次年度の事業計画に反映させている。また、事業計画や年度方針は施設長から職員全員に周知されており、定期的な会議や委員会等で実施状況の把握及び評価・見直しが行われている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月の施設長会議にて各園の課題や保育方針・年度方針の実践面での確認及び情報共有を行っていると共に、自園の保護者からの意見・要望・提案等を把握し、職員と共にサービスの質の向上に努めている。また、運営会・環境整備会・保育会を通して、職員からの意見を確認する場を設けていると共に、個人面談や自己評価の実施等を通じて、職員一人ひとりからの意見・提案・人間関係の状況の把握に努めている。運営会・施設長会・環境整備会・保育会を自主的な創意や工夫が促される職場づくりの一環としており、「グループ園同士の情報共有促進」「全園及び自園の課題洗出しの意識促進」「主体的に仕事に取り組むことができる人材の計画育成」に取り組んでいる。また、主任研修やIT研修を通して、組織的・計画的なリーダー人材の育成を目指している。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員を対象にした法人による入社研修が実施されており、資料を配布の上、倫理及び法令遵守・プライバシー保護の重要性を伝えている。また、配属先での個別研修も用意されており、法令遵守や倫理等の意識徹底に取り組んでいる。毎年4月に全職員を対象とした就業規則説明会の中で、服務規律・個人情報保護・法令遵守について触れる等、理解浸透を図っている。その他、「ハラスメント防止研修」では、厚生労働省の「研修資料」や「動画」を活用しており、ハラスメントに関する共通理解の促進や防止意識の徹底を促している。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>今年度から、「年度方針説明資料」の中で、職位別役割を明確にしており、職員一人ひとりが自主的及び主体的に仕事に取り組めるよう努めている。人事評価については、評価方法や賞与の評価項目を明確にした上で、年2回の施設長面談、年1回の役員面談、年3回の自己評価によって行われている。評価結果については、評価資料を明示した上でフィードバックされており、職員に対する説明責任を果たしている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>希望休や時間外労働等の勤務状況については、役員会にて把握・検討を行い、必要時には人員体制の具体的な改善計画を立て実行している。また、有給休暇・育児休暇・特別休暇等の休暇取得については就業規則で明確にしており、職員に周知されている。育児休暇については要望に応じて付与していると共に、有給休暇の付与や取得にも配慮している。日頃から職員の要望をくみ取り、今年度から夏季休暇制度も導入している。職員の相談については、年3回の自己評価や年2回の施設長面談および役員面談を通して、職員の要望等を確認している。その他、ハラスメントに関する相談については、Web窓口を活用しており、職員が相談し易いよう配慮されている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の3か年方針に基づいて、定期的な研修実施による人材育成計画が明確化されている。また、個々の役割に応じた計画や目標の設定を行う等、中長期も視野に入れた人材育成計画を作成している。事業計画に園内研修と園外研修の充実化が明記されており、自ら学習する習慣の促進や積極的に研修に参加できる体制作りを行っている。また、主任研修やIT研修を通じた組織的・計画的なリーダー人材の育成を図っている。期待能力の基準や個別育成計画・目標については、面接を通して本人と協議の上設定されており、個々に応じた人材育成に努めている。新入職員の配属後は、本人の目標や困っていることを明文化した上で、個別研修担当や職員がフォローする仕組みが整備されている。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>習志野市が開催する「子どもの尊重や基本的人権への配慮」の研修に職員が参加している。また、研修参加者による内部研修が実施されており、権利擁護及び法令順守の意義や重要性を全職員で共通理解している。職員は日常的に、園児一人ひとりの意思尊重を心掛けていると共に、会議や引継ぎを通じて、実施状況の確認や振り返り等を行っており、個々に応じた支援ができるよう努めている。現在、虐待が疑われる子どもはいないが、虐待や権利侵害の可能性がある場合については、施設長及び取締役が各関係機関と連携しながら対応している。その他にも、毎年4月に、子どもたちへの虐待行為やハラスメントに対する黙認行為に関する動画を資料としたハラスメント防止研修が実施されており、虐待防止を図っている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護に関する方針や個人情報の利用目的については、法人のホームページや入園のしおりに掲載していると共に、本人または保護者の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。園だより等の写真の掲載については、保護者と承諾書を交わした上で実施されている。職員に対しては、入職時に個人情報保護に関する誓約書を交わしていると共に、毎年4月に行われる就業規則説明会の中で、個人情報保護に関する方針が伝えられており、個人情報保護の周知徹底が図られている。実習生に対しては、オリエンテーション時に口頭で個人情報保護に関する方針を伝え周知徹底を図っている。</p>		
13	利用者満足向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年3回、法人による「保護者満足度アンケート」を実施しており、集計結果を踏まえ園独自に協議・改善する仕組みが整っている。定期的に保護者との個人面談を実施しており、挙げた意見については、検討の上具体的な改善策を立て、迅速に実行している。日々の保育においては、園児の声を傾聴すると共に、連絡帳や送迎時の保護者との会話の中から意見を吸上げた上で、満足向上に向けた取り組みに繋げている。また、得られた情報は「職員間ノート」にまとめられており、職員間で情報を共有した上で解決方法を検討している。苦情・相談においては、苦情名簿を備えており、「内容」「対応履歴」「改善内容」をまとめる等、口頭での対応も含め、適切な苦情受付や苦情解決に向けた取り組みが整備されている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>相談・苦情対応窓口や担当者等を明記した入園のしおりを保護者に配布すると共に、玄関に掲示する等、苦情や意見対応について保護者へ周知徹底を図っている。苦情対応の手順はマニュアルに定めていると共に、苦情名簿に「内容」「対応履歴」「改善内容」等が書式化されており、苦情を組織的に解決する仕組みが整備されている。開園以来苦情は挙がっていないが、苦情が挙げた際には、迅速かつ適切な対応ができるよう備えている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>教育及び保育内容については、「年2回の保育者・保育所の自己評価」・「日々の保育を振り返る機会」を通して課題を抽出しており、PDCAサイクルを活用した上で保育の質の向上に努めている。当保育園は第1回目の第三者評価受審であり、今後は第三者評価結果を保護者や地域に公表し、地域に必要とされる保育園づくりに繋げていきたいと考えている。</p>		



16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>業務については、各種マニュアルが整備されており、業務の手順が明確化されている。また、入社研修や個別研修でマニュアルの内容について周知されており、全職員で共通理解している。マニュアルは施設長が中心となって職員全員で作成していると共に、内容の検証や見直しは、毎年1月から3月の期間に実施している。改定されたマニュアルは、役員会で承認された後、全職員に配布されている。今後は、マニュアルを活用した研修に力を入れ、保育園の運営改善に努めていくことを計画している。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>問い合わせや見学等、保育所選択に必要な基本情報はホームページや入園のしおり等に掲載している。また、ホームページから問い合わせ及び見学希望の連絡ができるようになっており、見学希望を受けた場合は施設長が対応している。見学時は、入園のしおりや行事の写真を活用しながら、保育園の活動状況等を分かり易く伝えている。また、全園見学の希望者については、各園の施設長を中心に連携しながら対応している。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育開始時に、入園のしおりや行事の写真を活用して入園説明会を開催しており、保護者に対して保育理念・保育指針・保育目標・園の取組みや基本的なルール等を分かり易く説明している。また、説明内容や園だよりなどの写真掲載については、書面で同意を得ている。保護者の意向等については、児童票に記録されており、入園後の子育ての支援に活用されている。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・保育方針・保育目標に基づいて全体的な計画が作成されており、子どもの発達過程・家庭状況・地域の実態等を考慮した内容となっている。また、全体的な計画は施設長を中心に全職員参画の下作成されており、共通理解に立った協力体制が構築されている。現在、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に関する職員の理解不足が課題となっており、園内研修・自己学習・主任研修を通じた理解促進を目指している。また、次年度の研修にも組み込む計画を予定している。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づき、生活の連続性・園児の年齢・能力向上に配慮された年間指導計画が適切に作成されている。また、より具体的な保育内容を記した月案・週案には反省欄があり、日々の保育実践の振り返りや総評を行い、現状に即した支援に努めている。0歳児から2歳児の個票が作成されており、成育歴・心身の発達・活動の実態等に即した個別計画となっている。現在、特別な配慮が必要な園児は在籍していないが、習志野市子ども保育課より入園の相談や入園後の助言を受ける連携体制が整備されている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
----	--------------------------	--

(評価コメント)  
室内や戸外での自由遊びの時間を十分確保すると共に、子どもの発達段階に応じたブロックやままごと等の玩具を備える等、子どもが主体的に活動できる環境を整備している。また、年齢に応じて粘土・折り紙・クレヨン遊び等も用意されており、表現活動に配慮した遊びも実施している。その他、朝と夕方の絵本の読み聞かせや、パネルシアター・英語・リトミック等の活動カリキュラムを通して、園児の発育に繋げている。

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
----	-------------------------------	--

(評価コメント)  
地域マップを製作して戸外への散歩を日常保育に取り入れており、近隣の公園等に出かけている。また、小さいクラスもお散歩カー等を使用して散歩を実施しており、全園児が自然物や動植物に触れる機会を確保している。その他、散歩の道中での警察官・駅員・商店会の人達との触れ合う機会を確保している。毎年、ハロウインの行事として、園児が仮装して商店街を練り歩いており、園児と商店街の人達が共に盛り上がる機会となっている。また、近隣の高齢者デイサービス事業所の利用者との交流もあり、クリスマスにプレゼントを頂く関係を築いている。プールや水遊び等の季節を感じることが出来る活動に加え、ミスト・氷・寒天等、感触遊びを取り入れる等、子どもの興味を引出すと共に、保護者から好評を得ている。

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
----	---------------------------	--

(評価コメント)  
日々、安心で安全な環境のもと、園児の言葉掛け・関わり方・活動内容等に配慮しながら、園児一人ひとりが自主性を発揮できるような保育を目指している。また、園児同士が職員の仲立ちにより、良好な関りが持てるように心掛けている。異年齢交流や戸外活動による近隣施設の使用時にあたっては、職員の働きかけを通してマナーや社会的ルールを身につけていくよう配慮している。朝夕の会や園庭遊びでは縦割り保育により異年齢で関わる機会を作っており、相互の思いやりや社会性が育まれるよう援助している。

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
----	-----------------------	---

(評価コメント)  
開園以来、障害児等の特別な配慮が必要な園児は在籍していないが、必要に応じて習志野市こども保育課と連携し、相談や助言を受ける体制が整備されている。また、必要に応じて市の巡回指導が行われており、専門の職員と定期的に話し合う機会が確保されている。その他、職員が、障害児教育及び保育に関する外部研修を受講しており、受講後の伝達研修により、全職員で情報共有し理解促進を図っている。

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
----	---------------------------	--

(評価コメント)  
年齢別の引継ぎボードや職員間ノートを活用し、職員間で情報共有を図ると共に、連絡帳や口頭で保護者へ必要事項の伝達や保育園での様子を報告している。延長保育は、異年齢による合同保育を行っていると共に、子どもが相互に安心・安全に過ごせるような環境や雰囲気にも配慮した保育を行っている。また、成長発達段階に応じた支援に関する研修行っており、子ども一人ひとりの情緒の安定やスキンシップを大切にしながら、楽しく過ごせるよう努めている。

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>□就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>毎日、玄関ホールのホワイトボードにて園児の日中の様子や職員の気付き等を具体的に伝えていると共に、送迎時のコミュニケーションや連絡帳の活用により相互に情報交換を行っている。また、定期的な保育参観や個別面談の実施に加え、保護者の求めに応じた相談にも随時対応している。小規模保育園の為、就学支援は行っていないが、2歳児クラスからの転園支援は行っている。転園の際には、市役所・連携保育園・近隣の保育園や幼稚園との情報交換や引継ぎを行い、スムーズな転園に繋げており、今後の生活が見通せるよう支援している。また、転園先となる近隣保育園や幼稚園は、園児の散歩コースに立地しており、日頃から慣れ親しんだ馴染みの施設となっている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年間保健計画に基づき、年3回の健康診断・年2回の歯科検診・月1回の身体測定を実施し、園児一人ひとりの健康状態・発育・発達状態等を把握している。また、日常的な保育中の観察や保護者との関わりを通して園児一人ひとりの健康状態や発育及び発達状態を把握した上で記録しており、健康増進や健康維持に繋げている。虐待が疑われる園児はいないが、マニュアルを備えていると共に、市から児童虐待対応の手引きの内容説明を受けおり、虐待対応の支援体制を整備している。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中に体調不良や怪我が発生した場合は、保護者への迅速な連絡と共に、必要に応じて、連携病院による緊急対応や助言・指示により、適切な処置や対応を行っている。感染症に対しては、予防及び発生時の対応マニュアルを整備し、職員へ周知徹底していると共に、配布物やポスターを活用しながら予防に対する啓蒙を行う等、適切な対策が講じられている。園児の体調に異変が生じた場合は、隔離スペースでの保育や保育プログラムの変更を行っており、感染症の蔓延防止に努めている。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、日常的な換気や次亜塩素酸による園内及び玩具の消毒を行っている。また、保護者や外部の来訪者等への検温や手指消毒を徹底している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽めるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>栄養士による食事提供が行われており、食べやすい大きさ・軟らかさに配慮した食事提供と共に、食に関する正しい知識や食習慣を身に付けられるよう指導している。食育推進の取り組みとして、子どもの食べ物への興味や関心を引出す事を大切にしており、年齢に応じた食育目標を具体化し、保育計画に位置付けている。日頃から旬の食材の活用や実物に直接触れる体験を通して、食材に対する親しみを育んでいる。また、食に関する様々な体験の機会が人との関わりを広げ、心身の育成や意欲の向上に繋げている。食物アレルギーについては、離乳食提供の時期から保護者と情報交換を行い、安全・安心を考慮した食事提供を行っている。また、偏食についても、食材の味や美味しさを伝えるため、言葉がけや雰囲気づくりに加え、調理形態に工夫を凝らす等、子ども一人ひとりの特質を踏まえた対応を心掛けている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育スペースに冷暖房設備や空気清浄機を設置し、適切な空調管理を行っている。感染症マニュアル・感染症に関する職員規定を策定し、会議の中でも繰り返し取り上げる等、周知徹底を図っている。感染症対策を強化しており、普段の清掃に加え、次亜塩素酸消毒を実施すると共に、登園時、戸外遊び後、排泄後、食事・おやつの前後の手洗いの徹底を図っている。園児が常時使用する玩具や絵本等については、物品別に収納場所を確保しており、整理・整頓がなされている。毎月、環境整備や点検を実施する等、環境及び衛生面の管理が継続的に実施されている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時のマニュアルを整備しており、全職員に周知の上、対応を共有している。事故が発生した際には、発生原因の分析を行った上で事故防止対策を実施していると共に、全職員へ意識啓発の徹底に努めている。また、発生原因の分析や事故防止対策の流れを事故報告書としてまとめ、関係する保護者に伝えている。昼礼の振り返り時に、ヒヤリハット事例に基づいた保育所内外の安全点検を行っており、危険箇所の把握に努めている。危険箇所については、随時改善対策を実施の上、全職員で共通理解を図り、安全対策を講じている。不審者対策としては、日頃から不審者訓練を実施していると共に、習志野市が配信する不審者情報の確認、保護者以外のお迎えの際の事前連絡の徹底により、園児の安全と保護者の安心を確保している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害発生に備えて、避難計画に沿った地震・火災等の自主訓練を毎月実施している。また、年1回は消防立会いの下訓練を実施している。その他、避難場所の確保・緊急時の備品確保・防災マップの掲示・職員の役割分担表作成等により、非常災害発生時の対策が適切に行われている。発生する災害状況によって、避難場所として指定されている近隣の中央公園への避難または、保護者のお迎えまで耐震構造のビルの1階にある当施設に一時避難等もできる。非常災害時等の安否確認については、一斉メール配信の環境が整っており、保護者の安心に繋がっている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li><input type="checkbox"/>子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>習志野市の支援事業計画を考慮し、地域住民のニーズ把握に努めている。現在、施設及び設備の開放や体験保育等の交流は行われていないが、必要に応じて子育て支援に関する情報を見学者などの来園者に提供しており、地域貢献に努めている。散歩時の近隣住民とのあいさつ・近隣商店とのハロウィンイベント開催・近隣の高齢者デイサービス事業所との交流等、地域や外部の人々との交流機会を確保し、相互の関係を大切に支援を行っている。今後、施設として保育園の開放や体験保育・子育て世帯の交流機会の促進を目指している。他にも、法人が児童発達支援に力を入れており、相談・助言・情報の提供を行う等、地域の子育て家庭の支援に取り組んでいる。</p>		